

議員提出議案第7号

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成25年3月27日

提出者

12番	渡辺	キヨ子	15番	上原	ゆみえ
17番	新村	秀男	18番	くげ	しげる
22番	佐藤	ゆうだい	24番	梅沢	五十六
27番	ふせ	秀明	28番	上村	やす子
30番	三小田	准一	37番	池田	ひさよし

葛飾区議会議長 梅沢 五十六 殿

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は、多くの労働者や国民に広がり、現在でも建物の改修や解体に伴うアスベストの飛散が続いている。

また、東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されている。

アスベストによる健康被害は、欧米諸国では製造業の従事者に多くの被害が出ているのに比べ、日本では建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴であり、これは、日本でアスベストの大半が建設資材など建設現場で使用され、建築基準法などで不燃化、耐火工法としてアスベストの使用が進められてきたことに大きな原因がある。

特に建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もないのが実情で、石綿による健康被害の救済に関する法律も不十分なものとして抜本改正が求められている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、アスベスト被害拡大の根絶と被害者への救済、そして、今後長期間にわたる対策が課題とされるアスベスト問題の早期解決を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。